

大阪府・高石市まちづくり基本構想策定に向けた有識者会議 設置要綱
(改正案)

(目的)

第1条 大阪府・高石市まちづくり連携協議会規約（以下「規約」という。）に基づき、高石市が保有する旧市民会館・図書館跡地の活用と合わせ、隣接する大阪府が保有する大阪府立臨海スポーツセンターの一体的活用を含めたまちづくり施策の検討にあたって、専門的な見地から意見を聴取するため、規約第8条第2項により有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議では、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 開発候補地域の一体的活用及び民間事業者による開発手法の調査及び研究に関すること
- (2) 開発候補案（基本構想）の策定に関すること
- (3) その他、基本構想策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げるまちづくりに関して優れた識見を有する者で構成する。

(運営方法)

第4条 会議は、大阪府・高石市まちづくり連携協議会（以下「協議会」という。）が招集し開催する。

- 2 会議の円滑な進行等を図るため、座長を置くことができる。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 協議会が必要と認めるときは、会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、構成員が必要と認めるときは、会議を公開しないことができる。

(報償費)

第5条 構成員の報償費の額は、会議の出席につき日額 9,000 円とする。

(費用弁償)

第6条 構成員には会議出席に要した実費を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の支給についての経路は、構成員の住所地の最寄駅から起算する。

(守秘義務)

第7条 構成員は、会議等の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、公表した情報については、この限りではない。

(開催期間)

第8条 会議は、第1条の目的を達成するまでの間、開催する。

(事務局)

第9条 会議の事務局を高石市総合政策部に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和８年２月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年 月 日から施行する。

別表

大阪府・高石市まちづくり基本構想策定に向けた有識者会議
構 成 員 名 簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名
杉本 容子	一般社団法人水辺ラボ 代表理事 株式会社ワイキューブ・ラボ 代表取締役
田村 匡	大阪成蹊大学経営学部 教授
橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構 特任教授